

(3) 深夜酒類提供飲食店営業の届出に必要な書類一覧表

掲載ページ	68	68	68	
申請種別	深夜酒類提供飲食店営業（注）	営業の廃止	届出事項の変更	
必要書類				
深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書	○			規則様式別記様式第47号
廃止届出書		○		規則様式別記様式第18号
変更届出書			○	規則様式別記様式第19号
営業の方法を記載した書類	○			規則様式別記様式第48号
営業所の平面図	○		※	営業所の面積、出入口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの
個人 法 人	住民票の写し（外国人も含む） 定款 登記事項証明書 役員 住民票の写し	△ △ △ △	※ ※ ※ ※	本籍・国籍等の記載があるもの

○ ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。

○ △印は、既に千葉県公安委員会に同一営業の届出をしている方で、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。